

「端末補償サービス」規定（第2版）

第1条（端末補償サービス）

1. 端末補償サービス（以下「本サポート制度」といいます）とは、UQコミュニケーションズ株式会社またはUQモバイル沖縄株式会社（以下「当社等」といいます）が端末補償サービス規定（以下「本規定」といいます）などに従って、本サポート制度対象者に対し、一定の補償および特典（以下「サポート特典」といいます）を提供する制度です。
2. 当社等が販売した携帯電話の修理は別途定める「修理規定」に基づき実施しますが、第4条第2項に定める適用条件を満たす場合は、本サポート制度の内容が適用されるものとします。
3. 本サポート制度は、本規定の他、当社等が別途定める諸条件（以下「個別条件」といい、本規定と個別条件をあわせて「本規定等」といいます）に基づき実施、運営されます。なお、本規定の内容と個別条件の内容が矛盾する場合は、個別条件の内容が優先するものとします。

第2条（申込条件）

1. 本サポート制度へのお申し込みは、以下のいずれかの場合にお申し込み手続きをしていただく必要があります。
 - ・当社等が別に定める販売店において新品の携帯電話を購入し、かつ通信サービスをご契約されるのと同様のお申し込み。
 - ・当社等が別に定める販売店において新品の携帯電話を購入し、通信サービスを別途弊社が定めるオンラインショップでご契約されるのと同様のお申し込み。ただし、オンラインショップでの通信サービス契約時に新品の携帯電話のIMEIをご入力された場合に限りです。
 - ・当社等が別に定めるオンラインショップ上で新品の携帯電話を購入し、かつ通信サービスをご契約されるのと同様のお申し込み。ただし、オンラインショップ上で通信サービス契約時に新品の携帯電話のIMEIをご入力された場合に限りです。
 - ・当社等が別に定めるオンラインショップ上で通信サービス契約者が新品の携帯電話を追加購入いただくのと同様のお申し込み。
2. 当社等は、本サポート制度への申込みについて、以下の場合に限り受け付けることとします。なお、一旦本サポート制度を退会された場合、別の新品の携帯電話を購入するまで再度入会することはできません。
 - ・通信サービスの新規契約時に、新品の本サポート制度対象移動機（第4条第2項第1号で定義されます。以下同じ）を購入される場合。
 - ・通信サービス契約者が新品の本サポート制度対象移動機を追加購入される場合。（本サポート制度に加入済みの場合は、自動継続するものとします）
3. 申込者は、当社等が定める手続きにより、通信サービスの契約者回線毎に本サポート制度の申込みをし、当社等が承諾したときをもってサポート特典を受ける資格を取得します。

第3条（月額料）

1. 本サポート制度は、月額料380円（税抜）（以下「月額料」といいます。）が発生します。
2. 月の途中でご加入またはご退会された場合、月額料はご利用日数分の日割額となります。
3. 月額料の請求、督促、その他債権・債務の管理等は、全て通信サービスの付加機能の月額使用料と同様に取扱いします。

第4条（サポート特典の提供、内容など）

1. 当社等は、本サポート制度に加入している本サポート制度対象者に、以下のサポート特典を提供します。それぞれの提供内容、条件については、次の各号に定める条項に定めます。
 - (1) 修理代金割引サービス 第5条
 - (2) 盗難・紛失時の補償 第6条
 - (3) 代替機貸出割引サービス 第7条
 - (4) 端末交換サービス 第8条
2. 当社等は、本サポート制度対象者が本サポート制度に加入している携帯電話に故障や盗難・紛失などが発生した場合、以下の適用条件に基づきサポート特典を提供します。
 - (1) 本サポートの対象は、当社等が別に定める携帯電話であって、最新の購入履歴のある「携帯電話本体」（以下「本サポート制度対象移動機」といいます）に限りです。
 - (2) 故障箇所が複数ある場合は、一部のみの修理は受け付けできません。一部分の修理だけでは製品の品質が保証できないため全て修理してご返却します。
 - (3) 本サポート制度の適用に伴い交換した携帯電話本体、機械部品及び外装ケース等は、本サポート制度対象者

へ返却することはできません。

- (4) 携帯電話の補修用性能部品を製造終了後4年間保有しております。補修用性能部品とは、その製品の機能を維持するために必要な部品です。補修用性能部品の保有期間超過後はサポート特典の申込みを承ることができません。なお、保有期間内であっても故障箇所によっては補修用性能部品の不足などにより修理できない場合もあります。
- (5) 携帯電話の故障、修理、紛失等により、データ（アドレス帳、データフォルダ、メール等）が変化、消失した場合、当社では一切責任を負いかねますので、本サポート制度対象者ご自身でサポート特典のお申込み前にデータをバックアップしてください。
- (6) 本サポート制度により発生する費用（修理代金・買い替え購入費用・SIMカード再発行手数料・代用機貸出料金）は、UQ mobile通信サービス約款に規定する基本使用料に合算してご請求させていただきます。
- (7) サポート特典の内容は予告なく変更する場合があります。

3. 対象期間

サポート特典を受けられる対象期間は、特段の定めのある場合を除き、第2条に基づきサポート特典を受ける資格を取得した時点から第10条に基づき本サポート制度を解約する時点までとします。

第5条（修理代金割引サービス）

1. サービス内容

本サポート制度対象移動機かつ保証期間外の修理の場合、本サポート制度対象者の負担額上限5,000円（税抜）にて修理（以下、本条において「補償」といいます。）を実施致します。

2. 修理代金割引サービスのお申込み

- (1) 本サポート制度対象移動機の修理代金割引サービスのお申し込みは、当社等が別に定める連絡先にお電話により補償のお申込みをしていただく必要があります。
- (2) 補償のお申込みにあたり、本サポート制度対象者ご本人からのお申込みであることを確認させていただきます。
- (3) 修理代金割引サービスのお申込みを受けた場合は、ご申告内容を精査し、補償の対象となると判断した場合は、当社等が別に定める方法により、補償のお申込み時に本サポート制度対象者が指定した住所（日本国内の住所に限ります。）に本サポート制度対象移動機を引き取りにお伺いします。
- (4) 本サポート制度対象移動機の送付時には、電話機内に記録された一切のデータを本サポート制度対象者において事前にすべて消去してください。お送りいただいた本サポート制度対象移動機にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社等は一切の責任を負いません。
- (5) 修理代金割引サービスのご利用に伴う送料は、原則として当社等の負担とします。ただし、本サポート制度対象移動機を当社等が定める方法以外の方法により送付される場合、および本サポート制度対象移動機以外が送付され、それを本サポート制度対象者に返送する場合は、当該送付にかかる送料は本サポート制度対象者のご負担となります。

第6条（盗難・紛失時の補償）

1. サービス内容

携帯電話が盗難、紛失または火災による焼失（以下、これらを併せて「盗難・紛失」といいます。）で継続して利用できない場合、新しい携帯電話への買い替え購入費用を10,000円（税抜）割引します。

2. 適用条件

- (1) 盗難・紛失を補償請求事由として補償のお申込みをいただく場合は、その盗難・紛失について警察または消防署等公的機関へ届出をされている必要があります。補償のお申込み受付時に届出先の機関名、届出年月日、受理番号をご申告いただきます。
- (2) 割引額が携帯電話機器代金を上回った場合、携帯電話機器代金を割引額の上限額とします。携帯電話機器代金は弊社が別途定めるオンラインショップ販売価格に準じます。
- (3) 盗難・紛失された携帯電話が後日発見された場合でも、お客様ご負担金の返金はいたしかねます。

3. 盗難・紛失時の補償のお申込み

- (1) 本サポート制度対象移動機の盗難・紛失時の補償のお申込みは、当社等が別に定める連絡先にお電話により補償のお申込みをしていただく必要があります。
- (2) 盗難・紛失時の補償のお申込みにあたり、本サポート制度対象者ご本人からのお申込みであることを確認させていただきます。
- (3) 盗難・紛失時の補償のお申込みにあたり、別途SIMカードの再発行が必要な場合は、別途UQ mobile通信サービス契約約款に規定するSIMカード再発行手数料が必要となります。
- (4) 盗難・紛失時の補償のお申込みにあたり、前号の適用条件を満たす場合は、補償のお申し込み時に本サポート制度対象者が指定した住所（日本国内の住所に限ります。）に当社等が別に定める方法により、新しい携帯

電話を送付します。

(5) 盗難・紛失時の補償による携帯電話の買い替えの場合は、本サポート制度は自動継続します。

第7条（代替機貸出割引サービス）

1. サービス内容

本サポート制度対象者が、本サポート制度対象移動機の修理中に代替機貸出を希望される場合、代替機の貸出料金を500円(税抜)割引します。ただし、修理規定第7条1項2号により代替機の貸出料金が無償の場合には、割引の対象外となります。

2. 代替機貸出割引サービスのお申込み

- (1) 本サポート制度対象移動機の修理お申し込み時に代替機貸出サービスご利用の希望をご申告いただきます。なお、在庫状況によっては代替機を貸出できない場合があります。
- (2) 修理を受ける本サポート制度対象移動機と引き換えに、代替機を貸出します。
- (3) 修理が完了した本サポート制度対象移動機の返却と引き換えに代替機を回収します。
- (4) 輸送状況等によって、代替機と本サポート制度対象移動機の引き換えが同時ではない場合があります。

3. 代替機の破損時の修理費負担

本サポート制度対象者の責で代替機が破損した場合、修理代金相当額として上限5,000円(税抜)を請求致します。

4. 代替機の盗難・紛失・未返却時の費用負担

代替機を盗難・紛失した場合、未返却の場合には、携帯電話の機器代金相当を請求致します。機器代金は別途弊社が定めるオンラインショップ販売価格に準じます。

第8条（端末交換サービス）

1. サービス内容

- (1) 本サポート制度対象者から本条に規定する補償（以下、本条において「補償」といいます。）の請求に係るお申込み（以下、本条において「補償のお申込み」といいます。）を受けた場合は、ご申告内容を精査し、補償の対象になると当社等が判断した場合は、補償のお申込みに係る本サポート制度対象移動機1台につき、交換用携帯電話機1台、電池パック1個（電池パック内蔵型の携帯電話機を除きます。）を、当社等が別に定める方法により、補償のお申込み時に本サポート制度対象者が指定した住所（日本国内の住所に限ります。）へ送付します（以下、本条において「本サービス」といいます。）。
 - (2) 本サポート制度対象者は、交換用携帯電話機が、本条第13項に基づき他の本サポート制度対象者が利用した本サポート制度対象移動機を新製品の出荷時と同様の状態に初期化したものであることを、承諾するものとします。
 - (3) 本サポート制度対象者に提供する交換用携帯電話機は、原則として補償のお申込みをされた本サポート制度対象移動機と同一機種および同一色とします。ただし、本サポート制度対象移動機と同一機種または同一色の交換用携帯電話機のご提供が在庫不足等の事由により困難な場合は、別途当社等が指定する機種または色の交換用携帯電話機とします。
 - (4) 本項第1号に基づき当社等が提供する交換用携帯電話機のOSのバージョンは、補償のお申込みに係る本サポート制度対象移動機のバージョンと異なる場合があります。
 - (5) 本項第1号に基づき当社等が提供する交換用携帯電話機には、電池パックのほかは原則として付属品その他の製品は含まれないものとします。ただし、本項第3号の規定に基づいて補償のお申込みに係る本サポート制度対象移動機と異なる機種を交換用携帯電話機として提供する場合は、当該機種の付属品各1個も併せてお送り致します。
 - (6) ご不在または届け出られた住所の誤り等により、当社等が別に定める期間を経過しても交換用携帯電話機の再配達完了しなかった場合は、補償のお申込みは取り消されたものとみなします。
 - (7) 当社都合により、交換機器の提供に先んじて、返却対象となる登録通話端末を当社指定の場所へお送りいただくようお求めする場合があります。この場合には、返却対象となる登録通話端末が当社指定の場所へ届いたことを確認した後、交換機器をお届けいたします。
- ### 2. 補償範囲 補償対象事故の範囲は以下に定めるとおりとします。
- (1) 本サポート制度対象移動機の自然故障（取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態のもとで発生した故障）。
 - (2) 水濡れその他偶然の事故による本サポート制度対象移動機の全損または一部の破損。
- ### 3. 補償の対象とならないケース
- 前項にかかわらず、以下に該当する場合は補償を受けることはできません。
- (1) 補償請求事由が本サポート制度対象移動機の盗難、紛失または火災による焼失であるとき。
 - (2) 補償のお申込みが第9条に定める禁止事項のいずれかに該当するとき。
 - (3) 過去に本規定への違反があり、補償のお申込み時においてなお当該違反が是正されていないとき。

- (4) 過去に同一名義の本サポート制度対象者の補償のお申込み内容に虚偽申告があったと当社等が判断したとき。
- (5) 補償のお申込み時において、お支払期限を経過してもなおお支払いいただけていない月額料およびご負担金（同一の本サポート制度対象者名義のUQ mobile通信サービスに関する料金その他の当社等の契約約款、サービス利用契約にかかるご利用料金を含む）があるとき。
- (6) 補償請求事由が、本サポート制度対象移動機の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で本サポート制度対象移動機の機能に影響が生じていないものであるとき。
- (7) 補償請求事由が本サポート制度対象移動機の消耗、変質、変色等による損害（電池パックの消耗を含む）であるとき。
- (8) 本サポート制度対象移動機が加工、改造、解析（ソフトウェアの改造、解析（ルート化等を含む）、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含む）されたもの、または当社等が指定する正規の修理拠点以外で修理されたものであるとき。
- (9) 補償請求事由が本サポート制度対象移動機のメーカーが定める方式以上の方法で使用する等の誤使用により生じたものであるとき。
- (10) 補償請求事由が充電機器類または付属品の自然故障、焼失、水濡れ、その他偶発の事故による全損または一部の破損であるとき。
- (11) 補償請求事由が本サポート制度対象移動機または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・ICカード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害であるとき。
- (12) 補償請求事由がコンピューターウイルスによる障害に起因するものであるとき。
- (13) 補償請求事由が本サポート制度対象者もしくは本サポート制度対象者より正当な権限を与えられた本サポート制度対象移動機の使用上の故意または重大な過失により発生したものであるとき。
- (14) 補償請求事由が地震、噴火、津波、洪水等の天災により発生したものであるとき。
- (15) 補償請求事由が戦争、暴動またはテロにより発生したものであるとき。
- (16) 補償請求事由が差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき。
- (17) 補償請求事由が核燃料物質、放射能汚染により発生したものであるとき。

4. 補償のお申込みの方法

本サポート制度対象移動機について補償対象事故が発生し補償を受けることを希望される場合は、当社等が別に定める方法に従い補償のお申込みをしていただく必要があります。なお、代理店等の実店舗ではお申込みいただけませんのでご注意ください。また、補償のお申込み受付にあたり、本サポート制度対象者ご本人からのお申込みであることを確認させていただきます。

5. 補償の利用回数および本サポート制度対象者のご負担金

- (1) 補償のお申込みをされた日を起算日として、1年間に2回までご利用可能です。補償のお申込み時において、過去1年間に既に2回補償を受けられている場合は、補償をご利用いただくことができません。
- (2) 本サポート制度対象者は、補償を受ける場合、ご利用1回目は5,000円（税抜）、2回目は8,000円（税抜）（以下「ご負担金」といいます。）を、別途当社等が指定する期日までに、当社等が別に定める方法により、お支払いいただきます。なお、当社等は、本サポート制度対象者にお支払いいただいたご負担金を、いかなる事由であっても返金致しません。
- (3) 補償のお申込みが、本サポート制度対象移動機のお買い上げ日から1年以内になされたものであって、補償請求事由が本条第2項第1号に規定するものである場合は、前二号の規定にかかわらず、無償で補償を提供します。
- (4) 本条第1項第6号に基づき当社等が本サポート制度対象者にSIMカードをお送りする場合は、前号に定めるご負担金に加え、UQ mobile通信サービス契約約款の定めに従い、別途SIMカード再発行手数料をお支払いいただく必要があります。

6. 交換用携帯電話機の保証期間

本サポート制度対象者は、本条第1項に基づき当社等が本サポート制度対象者にお送りした交換用携帯電話機、電池パックまたは付属品について、受領された時点で破損、自然故障その他不具合を発見された場合は、交換用携帯電話機受領後14日以内にその旨を当社等が別に定める連絡先に申出るものとし、当社等の指示に従い当該不具合の発見された交換用携帯電話機、電池パックまたは付属品を当社等に返送するものとし、当社等は特段の事由がある場合を除き、本サポート制度対象者に対し交換用携帯電話機と同一機種種の交換用携帯電話機、電池パックまたは付属品を別途お送りすることにより、無料交換致します。本項に基づき交換用携帯電話機受領後14日以内に本サポート制度対象者よりお申出のなかった不具合または自然故障については、後日本サポート制度対象者からのご申告があった場合でも、前項第3号に基づく無償の補償である場合を除き、無料交換の対象外となります。なお、本項に基づく交換用携帯電話機等の無料交換は、前項第1号に定める補償の利用回数には算入されません。

7. 旧電話機の所有権の移転

補償のお申込みに係る本サポート制度対象移動機（以下「旧電話機」といいます。）の所有権は、当社等がお送りした交換用携帯電話機を本サポート制度対象者が受領された時点で、当社等に移転されるものとします。

8. 旧電話機の利用制限

- (1) 当社等は、次のいずれかに該当する場合、当社等の判断により、旧電話機または補償のお申込みがあった本サポート制度対象移動機について、本サポート制度対象者または第三者による利用を制限する場合があります。
 - ①補償のお申込み時点において本条第9項第1号に基づく旧電話機の送付が困難であると当社等が認めた場合
 - ②本条第9項第1号に定める送付期限までに旧電話機が当社等に送付されない場合
 - ③補償のお申込み受付後、当該お申込みにおいて虚偽の登録、届出もしくは申告があったと当社等が判断した場合
 - ④前項に基づき旧電話機の所有権が当社等に移転した後において、当社等が利用制限することを判断した場合
- (2) 本項の規定は当社等が旧電話機または補償のお申込みがあった本サポート制度対象移動機の利用を制限することを本サポート制度対象者にお約束するものではなく、また、当社等は旧電話機または補償のお申込みがあった本サポート制度対象移動機の利用制限をする義務を負うものではありません。
- (3) 当社等は、当社等が旧電話機または補償のお申込みがあった本サポート制度対象移動機の利用を制限したことにより、または当社等が旧電話機または補償のお申込みがあった本サポート制度対象移動機の利用制限をしなかったこともしくは利用制限ができなかったことにより、本サポート制度対象者または第三者が何らかの不利益を被ったとしても、本サポート制度対象者および第三者はご自身の責任において解決するものとし、当社等は損害賠償責任その他の責任を負いません。

9. 旧電話機の送付

- (1) 本サポート制度対象者は、本条第1項に基づき当社等がお送りした交換用携帯電話機を受領されたときは、補償のお申込み時点において旧電話機の送付が困難であると当社等が認めた場合を除き、受領後14日以内に、旧電話機を当社等が定める方法により当社等指定先に送付するものとします（SIMカード、外部メモリ媒体および付属品その他の製品を除いた状態で送付してください）。
- (2) 万一、本サポート制度対象者が当社等の指定する物品等以外のものを送付された場合、当社等は、本サポート制度対象者が当該送付された物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、当該物品等を当社等が適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるとし、本サポート制度対象者はこれに異議を唱えないものとします。当社等は本サポート制度対象者に対し、当該物品等および当該物品等に含まれる情報等の取扱いおよび返送について責任を負いません。

10. 旧電話機内部のデータの消去

- (1) 旧電話機の送付時には、旧電話機内に記録された一切のデータ（※）を本サポート制度対象者において事前に全て消去してください。お送りいただいた旧電話機にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社等は一切の責任を負いません。また、旧電話機内に記録されていたデータの交換用携帯電話機への移行は、本サポート制度対象者自身の責任で実施するものとします。
※発着信履歴・電話帳データ・電子メールデータ・画像データ・音源データ・おサイフケータイのICカード内のデータその他一切のデータを含みます（ただし、携帯電話機の出荷時点で記録されていたもの等本サポート制度対象者において消去できないデータを除く）。
- (2) 旧電話機がおサイフケータイの場合は、ICカード固有の番号が、全てのおサイフケータイ対応サービス提供者に開示される場合がありますのでご了承ください（本サポート制度対象者の氏名、住所、ご利用内容等は開示されません）。

11. サービスの利用制限

下記の場合、次回以降、本サービスの受付を停止とする。

旧電話機の返却が確認できない場合における新たな修理受付を申し込まれた場合。

12. 送料

本サービスのご利用に伴う送料は、原則として当社等の負担とします。ただし、本サポート制度対象者が旧電話機または当社等が指定する書類を当社等が定める方法以外の方法により送付される場合は、当該送付にかかる送料は本サポート制度対象者のご負担となります。

13. 違約金

本サポート制度対象者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、別途当社等が指定する期日までに、当社等が別に定める方法により、違約金として40,000円（税抜）を当社等にお支払いいただきます。なお、当社等は、本サポート制度対象者にお支払いいただいた違約金については、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。

- (1) 本条第9項第1号の定め違反し、旧電話機を送付期限内に当社等に送付されなかった場合
- (2) 補償のお申込み後に旧電話機を返送いただけなくなった場合
- (3) 補償のお申込みを取消されたにもかかわらず、本条第14項の定め違反し当社等が送付した交換用携帯電話

機を当社等の指定した期日までに当社等に返送されなかった場合

(4) 第9条の定め違反して補償のお申込みをされた場合

14. 旧電話機の再生利用

本サポート制度対象者は、本条第9項に基づき送付いただいた旧電話機について、製造会社が故障部分を修理等し、筐体を交換して新製品の出荷時と同様の状態に初期化したうえで、本サービスにおける交換用携帯電話機として当社等から他の本サポート制度対象者に提供することを承諾するものとします。

15. 補償のお申込みの取消し

本条第4項に基づき補償のお申込みをいただいた場合であっても、正当な理由があると当社等が認めるときは、当社等が送付した交換用携帯電話機等の梱包を開封されていない場合でかつ補償のお申込み後8日以内にお申出いただいた場合に限り、本サポート制度対象者は補償のお申込みを取消することができます。この場合、本サポート制度対象者は、当社等が別途指定する期間内に当社等が本条第1項に基づき送付した交換用携帯電話機、電池パックおよび付属品を当社等に返送するものとします。

16. お客様情報の確認及び取扱い

(1) 当社等は、補償のお申込み受付時に必要と判断した場合は、各種確認書類（本人確認書類等）の写しの提出を本サポート制度対象者に求める場合があります。

(2) 当社等は、本サービスの提供にあたり取得する個人情報（当該情報によりまたは他の情報と照合することにより、本サポート制度対象者を識別し得る情報をいいます）を当社等が別途定めるプライバシーポリシーに従い取り扱います。

第9条（禁止事項）

1. 本サポート制度対象者は、サポート特典のご利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) サポート特典のお申込み時、虚偽の届出または申告を行うこと。
- (2) 他者になりすましてサポート特典を利用する行為。
- (3) サポート特典を不正の目的をもって利用する行為。
- (4) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- (5) 上記各号の他、法令、公序良俗、本規定もしくは約款等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。

第10条（権利の譲渡等）

1. 本サポート制度対象者は、本サポート制度にかかわる権利および義務を、第三者に貸与し、質入し、または担保の用に供することはできません。

第11条（本サポート制度の解約）

1. 本サポート制度対象者は、本サポート制度の解約を希望されるときは、当社が別に定める方法に従い当社に対して本サポート制度の解約を申し出るものとします。

2. 携帯電話の買い替えならびに通信サービスの契約解除および一時休止をもって、本サポート制度は自動的に解約されることとなります。

3. 補修用性能部品の保有期間を超過した場合は、サポート特典の申込を承ることができないため、本サポート制度は自動的に解約されることとなります。

4. 本サポート制度対象者が以下のいずれかに該当する場合、当社等は、何ら通知、催告なく本サポート制度を解約させることができます。

- (1) お申込み時に虚偽の内容を申告した場合
 - (2) 本規定などに違反した場合
 - (3) 月額料およびご負担金その他の本サポート制度に係る料金、ならびに通信サービス料金その他の当社の電気通信サービス等に係る料金の支払を、支払期限までに行わなかった場合
 - (4) そのほか、当社等が本サポート制度対象者として不適格であると判断した場合
5. 解約にともない、本サポート制度対象者が有する本サポート制度に関するすべての権利は、失効するものとします。

第12条（本サポート制度の変更および終了）

1. 当社等は、必要と認めるときには、本サポート制度対象者へ通知することなく、本規定など（本規定および告知物などの内容、サポート特典の内容など）を変更することがあります。この場合、当社等は、変更後の本規定などを適用するものとし、本サポート制度対象者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

2. 本サポート制度は当社等の都合により、本サポート制度対象者へ通知することなく、一部またはすべてを停止または終了する場合があります、本サポート制度対象者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

3. 前項の場合において、当社等は、本サポート制度の停止または終了により本サポート制度対象者に損害が生

じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第13条（損害賠償）

サポート特典の実施にあたり、当社等の責に帰すべき事由により本サポート制度対象者が損害を被った場合、当社等は、月額料相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。但し、当社の故意または重大な過失に基づく損害については、この限りではありません。

第14条（裁判管轄）

本規定に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（本サポート制度に関する疑義など）

本規定などの解釈や本サポート制度の運用などについて疑義が生じ、または本規定などに定めがない事項が生じた場合は、当社等が決定する内容に従って処理するものとし、本サポート制度対象者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第16条（準拠法）

本規定の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附 則

この規定は、2015年10月1日から実施します。

附 則

この改正規定は、2017年3月23日から実施します。

以上